

(耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条)

用途	特定建築物の要件 (法第 14 条)	指示対象となる建築物 の要件 (法第 15 条)	耐震診断義務付け対象 建築物の要件 (附則第 3 条)	
多数の者が利用する建築物 (法第 14 条第 1 号)	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上 かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上 かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	病院、診療所 集会場、公会堂 郵便局、保健所、税務署その他これに類する 公益上必要な建築物	階数 3 以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上 かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上 かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若 しくは特別支援学校	階数 2 以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 *屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上 かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上 *屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上 かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 *屋内運動場の面積を含む
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上 かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上 かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上 かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上 かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上 かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
	幼稚園、保育所	階数 2 以上 かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上 かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上 かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
	ホテル、旅館	階数 3 以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上 かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上 かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
	2.で掲げた学校以外の学校			
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他こ れらに類する運動施設			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	展示場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗			
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の 用に供するもの			
	卸売市場			
事務所				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物を除く。)				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設			階数 3 以上 かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上 かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以 上の危険物を貯蔵、 処理する全ての建築 物		500 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上*敷地 境界線から一定距離以 内に存する建築物に限 る。
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で 指定する避難路沿道 建築物であって、前 面道路に対して一定 の高さ以上の建築物 (建物に附属するブ ロック塀等を含む)		左に同じ	耐震改修促進計画で指 定する重要な避難路沿 道建築物であって、前 面道路に対して一定の 高さ以上の建築物(建 物に附属するブロック 塀等を含む)
防災拠点である建築物			県の耐震改修促進計画で 指定する大規模な地震が 発生した場合においてそ の利用を確保することが 公益上必要な、病院、官 公署、災害応急対応策に 必要な施設等の建築物	